



# 介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業) が始まります!



介護保険制度の改正により、65歳以上の方を対象とした町が行う介護予防事業です。いつまでも元気で自立した生活を営むために、一人ひとりの状態に合わせた事業やサービスが利用できます。

町では4月から「総合事業」を開始します。

問い合わせ 福祉課・地域包括支援センター

## ◆サービスの内容

総合事業には、2つのサービスがあります。

### 介護予防・生活支援 サービス事業

高齢者の日常生活の自立を目的とし、訪問型サービスや通所型サービスを行います。町が指定する事業者がサービスを提供します。  
(費用負担あり)

### 一般介護予防事業

高齢者が日常的に介護予防に取り組めるように、介護予防の教室を行ったり、活動する場の情報提供などを行います。

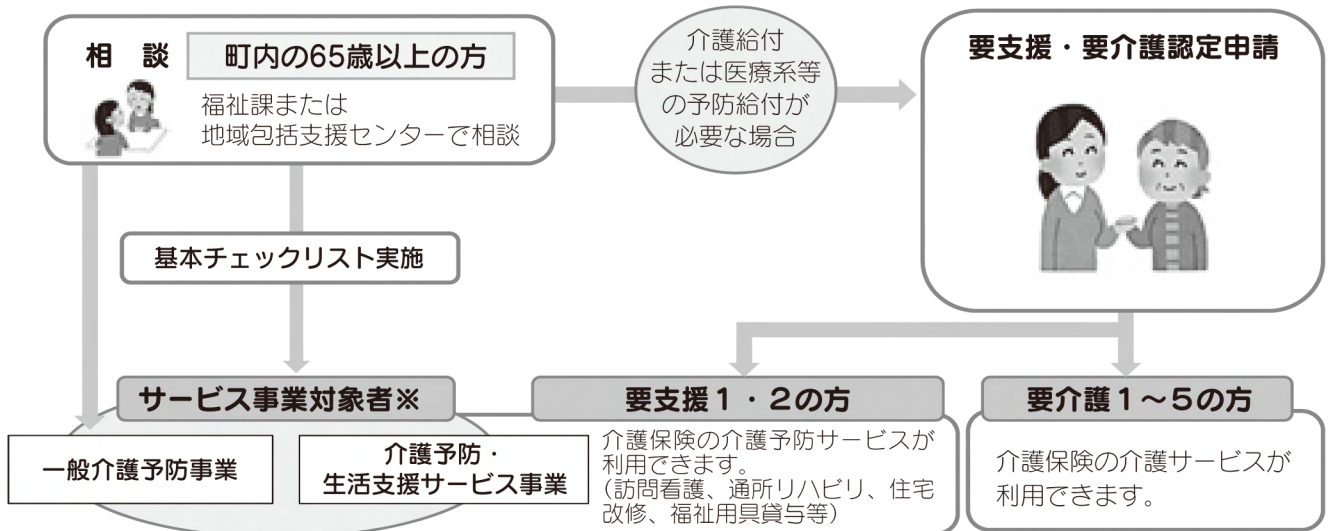
## ◆介護予防訪問介護と介護予防通所介護が 総合事業へ移行します

予防給付(要支援の人に対するサービス)のうち介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)と介護予防通所介護(デイサービス)が総合事業へ移行します。それ以外の予防給付については、変わりありません。

## ◆総合事業へ移行期間

要支援者は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間で要支援認定の更新時期に合わせて移行します。

## ◆利用までの流れ



※サービス事業対象者：基本チェックリスト(生活状況等についての簡易な質問)で生活機能が低下していると判断された方。

## ◆サービス利用の手続きの一部を簡素化します


介護予防訪問介護・介護予防通所介護のみを希望する場合には、基本チェックリスト(生活状況等についての簡易な質問)に回答することで、要支援・要介護認定を受けずにサービスを利用できるようになります。

Q：現在、ホームヘルプやデイサービスを利用していますが、継続利用できますか？

A：利用者の希望などを踏まえた、地域包括支援センターなどのケアマネジメントで、専門職による支援が必要と判断された場合は、引き続き従来型の訪問介護や通所介護を利用することができます。

## ◆介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容

総合事業のサービス内容については以下のとおりです。介護予防・生活支援サービス(要支援・総合事業対象者向けのサービス)の他に、一般高齢者向けの予防教室なども開催しています。

| 種 別             |                         | サービス内容                          | 提供時間  | 備考／詳細   |   |
|-----------------|-------------------------|---------------------------------|---|---|---|
| 介護予防・生活支援サービス事業 | (要支援・事業対象者向け)<br>ホームヘルプ | 訪問介護<br>(現行相当サービス)              | ●掃除や整理整頓<br>●生活必需品の買い物<br>●食事の準備や調理<br>●衣類の洗濯<br>●薬の受取など<br>○入浴の介助(見守り) | 45分～60分<br>(内容により異なります)<br><br>料金の目安<br>月1,100円<br>／週1回利用   | 今までの、介護予防訪問介護と同様のサービスです。<br> |
|                 |                         | 町独自基準型訪問サービス<br>(緩和した基準によるサービス) | ●掃除や整理整頓<br>●生活必需品の買い物<br>●食事の準備や調理<br>●衣類の洗濯<br>●薬の受取など                | 1回45分程度<br><br>料金の目安<br>月920円<br>／週1回利用                     | 入浴、外出、排泄、服薬介助は対象外。4月から新しくできるサービスですが、現時点では提供事業者がありません。   |
|                 | デイサービス(要支援・事業対象者向け)     | 通所介護<br>(現行相当サービス)              | ●体操(生活機能向上)<br>●レクリエーション<br>○入浴<br>○食事など                                | 3時間から9時間<br>(事業所により異なります)<br><br>料金の目安<br>月1,540円<br>／週1回利用 | 今までの、介護予防通所介護と同様のサービスです。  |
|                 |                         | 町独自基準型通所サービス<br>(緩和した基準によるサービス) | ●運動を中心としたサービス<br>●レクリエーション  | 2時間以上3時間未満<br><br>料金の目安<br>月1,080円<br>／週1回利用                | 4月から新しくできるサービスですが、現時点では提供事業者がありません。   |
|                 |                         | いきいき教室<br>(短期集中通所型)             | 短期間で改善が見込まれる方を対象とした通所型サービス<br>(週1回、3ヶ月間)                                | 2時間程度<br><br>無料   | 高齢者筋力向上トレーニング、栄養改善、口腔機能の向上など、専門職により行うサービスです。(場所：プリズムへぐり)  |
| 種 別             | サービス内容                  | 提供時間                            | 備考／詳細   |   |   |
| 一般介護予防事業        | 一般の高齢者向け                | 元気アップ教室                         | 65歳以上の方を対象とした通所型サービス<br>(約6ヶ月間)   | 1時間程度<br><br>無料   | 日常生活の中で出来る運動や転倒予防のバランストレーニング、ストレッチ、筋力トレーニングなどを行います。<br>(場所：地域包括支援センター)  |
|                 |                         | 認知症予防わくわく教室                     | おおむね65歳以上の方を対象とした通所型サービス<br>(約6ヶ月間)                                     | 1時間程度<br><br>無料   | 脳と体を活性化できるトレーニングを楽しく実践しながら認知症予防を図ります。<br>(場所：地域包括支援センター)  |
|                 |                         | へぐりいきいき百歳体操                     | 地域団体で取り組む体操<br><br>実費負担がかかります   | 1時間程度   | おもりを使いゆっくりと手足を動かす筋力アップ体操です。筋力をつける事で日常の活動が楽になります。また、転倒しにくい体になり、骨折による寝たきりを防ぐことができます。<br>(場所：各自治会館・集会所等)           |

■内容は平成28年12月時点のものです。

■料金の目安は、1割負担の方の場合です。別途、加算や食事代、おやつ代などの負担があります。